

道路工事施工承認申請書（新規・変更（ 第 号 ））

年 月 日

柏崎市長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者（連絡先）氏名 \_\_\_\_\_

道路法第24条の規定により申請します。 電話 \_\_\_\_\_

工 事 の 目 的	(公共用・営業用・家庭用・その他)	工 事 の 場 所	路線名 柏崎 — 号線		
	[予想交通量 台/日]		箇所 柏崎市		番地先
工 事 内 容	舗装 m <sup>2</sup> 側溝 m	工 事 方 法	(直営・請負)		
	管渠 m 盛土 m <sup>3</sup>		住所		
	切土 m <sup>3</sup> 擁壁 m		氏名		
	溝橋 ケ所 m <sup>2</sup>		担当者		
	函渠 ケ所 m	電 話			
	歩車道ブロック 取りはずし	m	工 事 予 算 額	円	工 期
その他 ( )	m				

道 路 工 事 施 工 承 認 書

柏崎市指令道第 号の2

年( 年) 月 日

上記申請の道路工事の施工について、下記条件を付して承認する。

柏崎市長 櫻井 雅浩

1. 工事期間 年( 年) 月 日から 年( 年) 月 日まで  
(上の内工事日数 日間ただし本復旧を含む)

2. その他条件

(1) 検査完了後 年以内に、工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、承認工事者の負担において施工すること。

(2) 明らかに乗入口の利用形態により必要になったと認められる乗入口部分の維持補修は、承認工事者の負担において施工すること。

申請書添付書類（該当数字を○印で囲むこと。）

- |                          |                        |
|--------------------------|------------------------|
| 1. 工事場所の位置図              | 9. 隣接の土地の所有者等利害関係人の同意書 |
| 2. 工事場所の平面図              | 10. 帰属承諾書              |
| 3. 工事の場所の横断面図、縦断面図及び構造図  | 11. 損害賠償責任負担請求書        |
| 4. 構造設計計算書               | 12. 土地交換申請書            |
| 5. 事業計画概要書               | 13. 予算議決書の写し（地方公共団体）   |
| 6. 施行計画書                 | 14. 現地の状況を示す写真         |
| 7. 他の官公署の許認可書の写し又は確認書の写し | 15. その他必要な書類（更正図）      |
| 8. 地下埋設物等の図書及び調書         |                        |

注）変更の場合にあっては1、変更の理由書及び2から15までで変更事項に関するもののみとすることができる。

留 意 事 項

1. 工事に着手しようとするときは、3日前（道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は14日前）までに、着手届に道路交通法第77条の規定による許可書の写しを添えて提出し、工事を施行するための指示を受けること。
2. 工事に伴う危険防止のため、新潟県柏崎市道路工事施工承認規則（以下「規則」という。）に基づき保安上必要な措置を講ずること。
3. 工事は、規則に定める方法で施行すること。
4. 工事の施工により他に損害を与えた場合は、承認工事者の責任と負担において処理すること。
5. 承認を受けた工事の目的、内容及び工事の期間等を変更しようとするときは、あらかじめ道路工事施工承認申請書に係る書類を添えて提出し、承認を受けること。
6. 住所又は氏名を変更したときは、速やかに住所氏名変更届を提出すること。
7. 承認工事者の一般承継人は、その権利の承継後速やかに承継届に承継の原因を証明する書類を添えて提出すること。
8. 上記5から7までの事項以外の事項を変更しようとするときは、その都度届け出て、指示を受けること。
9. 上記7以外の理由で、承認工事者の地位を承継しようとする者は、承認工事者と連名で地位承継承認申請書に承継の原因を証明する書類を添えて提出し、承認を受けること。
10. 当該工事に起因して道路の区域変更が必要となる道路の付替工事等を施行した場合、工事完了後の指示に従い、道路敷地と他の土地との境界にコンクリート杭を設置すること。
11. 工事が完了した場合は、直ちに完了届兼引渡書に工事着手前、工事中及び工事完了後の写真を添えて提出し、検査を受けること。

付 記

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2. この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏崎市を被告として（訴訟において柏崎市を代表する者は柏崎市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。  
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。